

洞川温泉ビジターセンター設計業務委託仕様書

1 業務名

洞川温泉ビジターセンター設計業務委託

2 業務の目的

洞川温泉センターは平成5年のオープンから約30年が経過し、建物及び各設備の経年劣化が進んでいる。地域の将来人口及び当該施設利用者数の傾向を踏まえた上で、従来の温泉施設のみの機能に加え、情報発信、体験案内、更衣室、荷物預かり所、乗用車用駐車場、観光バス駐車場、路線バスのバス停等の機能を加えた適正な規模・機能の施設に建替することで、利用者の利便性を高めると共に、より魅力のある観光地とすることを目的として本業務を実施する。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）までとする。

4 業務対象施設及び所在地

- (1) 施設名 洞川温泉ビジターセンター（現：洞川温泉センター）
- (2) 所在地 奈良県吉野郡天川村大字洞川13番地の2

5 予算上限額

20,438,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

6 委託業務の内容

受注者は、事業の目的を理解し、基本設計・実施設計に係る全ての業務を行うものとする。なお、発注者が想定する設計書の仕様概要は本仕様書のとおりとし、詳細な仕様は企画提案書の内容に基づき、発注者・受注者協議の上決定するものとする。

7 打合せ

業務遂行にあたっては、業務着手時、中間2回、成果品納入時の計4回の打合せを実施することを基本とするが、業務の進行状況に応じて適宜打合せを実施するものとする。

8 完了報告及び検査

受注者は業務を完了したときには、履行期限までに成果物及び完了届を提出し、発注者の検査を受けるものとする。修正が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと修正を行い、その費用は全て受注者の負担とする。

9 委託料の支払い

受注者は検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。なお、事業完了前の前払い、部分払い等の請求については、契約事項に定める通りとする。

10 著作権等

成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引き渡したときに全て発注者に帰属する。受注者は発注者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権とその他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

11 資料等の貸与

発注者は、受注者から業務上必要な資料等の貸与を求められた場合、これを貸与する。

受注者は、貸与された資料等の取扱及び管理に十分注意するとともに、本業務の目的意外に使用してはならず、業務完了後は速やかに返却するものとする。

12 その他

業務着手段階から、成果品が作成されるまでの工程において、村との連絡を密に行い、修正等が生じた場合はその都度協議する。

受注者は、本業務によって知り得た事項を発注者の許可なしに第三者に漏洩してはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。